

育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得状況について

■ 男性労働者の育児休業と育児を目的とした休暇の取得割合

| 年度 | 割合（小数第1位以下切り捨て） |
|-------|-----------------|
| 令和5年度 | 94% |

※事業年度は、4月～3月を一事業年度としている。
